

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は、店舗運営拠点において計上。その他の拠点については、少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業区分

① 法人運営拠点区分

ア 法人運営サービス区分

② 地域福祉拠点区分

ア 地域福祉サービス区分

イ 福祉大会サービス区分

ウ 介護支援ボランティアサービス区分

エ 助成サービス区分

オ 生活福祉資金貸付サービス区分

カ しあわせ金庫資金貸付サービス区分

キ 社会参加促進サービス区分

ク ボランティアセンター運営サービス区分

ケ 災害ボランティア支援センター運営サービス区分

③ 共同募金拠点区分

ア 一般募金配分金サービス区分

- ④ 在宅サービス拠点区分
 - ア 訪問介護サービス区分
 - イ 障害者居宅介護サービス区分
 - ウ 桑名生活介護サービス区分
 - エ 多度生活介護サービス区分
 - オ 西部通所介護サービス区分
 - カ 北部通所介護サービス区分
 - キ 多度通所介護サービス区分
 - ク 長島通所介護サービス区分
 - ケ 移動支援(外出介護)サービス区分
 - コ 桑名日中一次支援サービス区分
 - サ 多度日中一次支援サービス区分
 - シ 児童発達支援センターサービス区分
- ⑤ 障害者計画相談拠点区分
 - ア 障害者計画相談サービス区分
- ⑥ 福祉サービス利用援助拠点区分
 - ア 日常生活自立支援サービス区分
- ⑦ 施設管理拠点区分
 - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
 - イ 桑名北部老人福祉センター管理運営サービス区分
 - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
 - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
 - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
 - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- ⑧ 養護老人ホーム管理運営拠点区分
 - ア 養護老人ホーム管理運営サービス区分
- ⑨ 母子生活支援施設運営拠点区分
 - ア 母子生活支援施設運営サービス区分
- ⑩ 介護予防生活支援拠点区分
 - ア 介護予防生活支援サービス区分
 - イ 自立ヘルプサービス区分
 - ウ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分
- ⑪ 保育園運営拠点区分
 - ア 山崎乳児保育所運営サービス区分
 - イ らいむの丘保育園運営サービス区分

II. 公益事業区分

- ① 地域包括支援センター拠点区分
 - ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
 - イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
 - ウ 総合相談支援サービス区分
- ② 要介護認定調査拠点区分
 - ア 要介護認定調査サービス区分
- ③ 介護員養成研修拠点区分
 - ア 介護員養成研修サービス区分
- ④ 成年後見拠点区分
 - ア 成年後見サービス区分
- ⑤ 生活困窮者自立相談支援拠点区分
 - ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
- ⑥ 生活支援体制整備拠点区分
 - ア 生活支援体制整備サービス区分
- ⑦ ケアプランセンター拠点区分
 - ア 障害者相談支援サービス区分
 - イ 居宅介護支援(桑名市社協ケアプランセンター)サービス区分
 - ウ 居宅介護支援(ケアプランセンターらいむの丘)サービス区分
- ⑧ 文化・スポーツ拠点区分
 - ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分
 - イ スター21管理運営サービス区分
 - ウ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分

III. 収益事業区分

- ① 店舗運営拠点区分
 - ア 店舗運営サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,865,066	0	55,865,066	0
建物	1,905,343,659	1,898,528,531	1,992,945,006	1,810,927,184
定期預金	15,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
合計	1,976,208,725	1,903,528,531	2,053,810,072	1,825,927,184

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
建物(基本財産) 1,810,390,640円
担保している債務の種類及び金額
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 500,000,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,900,285,275	89,358,091	1,810,927,184
小計	1,900,285,275	89,358,091	1,810,927,184
その他の固定資産			
建物	45,340,176	3,492,186	41,847,990
構築物	81,866,756	6,518,692	75,348,064
車輛運搬具	21,237,205	21,092,261	144,944
器具及び備品	110,766,395	54,787,608	55,978,787
小計	259,210,532	85,890,747	173,319,785
合計	2,159,495,807	175,248,838	1,984,246,969

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	125,028,049	0	125,028,049
未収金	465,600	0	465,600
未収補助金	7,628,600	0	7,628,600
長期貸付金	210,000	0	210,000
合計	133,332,249	0	133,332,249

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 基金・積立預金取崩

退職手当積立金 14,958,780円…退職手当積立金を(桑)法人運営事業にて14,958,780円取り崩し退職金に充当した。

(2) 施設整備費の借入

施設整備借入金 500,000,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人 福祉医療機構より借入を行った。

(利 率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

(3) ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高総額

1年未満 21,616,333円、1年超 32,216,946円、総額 53,833,279円

計算書類に対する注記（法人運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）
 - ア 法人運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	55,865,066	0	55,865,066	0
建物	1,904,737,619	0	1,904,737,619	0
定期預金	15,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
合計	1,975,602,685	5,000,000	1,965,602,685	15,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	387,555	15,405	372,150
構築物	693,000	69,300	623,700
車両運搬具	17,570,595	17,570,586	9
器具及び備品	13,475,561	12,537,340	938,221
小計	32,126,711	30,192,631	1,934,080
合計	32,126,711	30,192,631	1,934,080

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	603,855	0	603,855
未収金	18,000	0	18,000
合計	621,855	0	621,855

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・基金・積立預金取崩

退職手当積立金

14,958,780円…退職手当積立金を桑) 法人運営事業にて14,958,780円取り崩し退職金に充当した。

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 125,851円、1年超 20,988円、総額 146,839円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（地域福祉拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域福祉拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(Ⅱ)）
 - ア 地域福祉サービス区分
 - イ 福祉大会サービス区分
 - ウ 介護支援ボランティアサービス区分
 - エ 助成サービス区分
 - オ 生活福祉資金貸付サービス区分
 - カ しあわせ金庫資金貸付サービス区分
 - キ 社会参加促進サービス区分
 - ク ボランティアセンター運営サービス区分
 - ケ 災害ボランティア支援センター運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	606,040	0	69,496	536,544
合計	606,040	0	69,496	536,544

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,756,744	1,220,200	536,544
小計	1,756,744	1,220,200	536,544
その他の固定資産			
建物	301,350	160,011	141,339
器具及び備品	1,989,403	1,571,398	418,005
小計	2,290,753	1,731,409	559,344
合計	4,047,497	2,951,609	1,095,888

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,125,628	0	2,125,628
未収金	23,800	0	23,800
長期貸付金	210,000	0	210,000
合計	2,359,428	0	2,359,428

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 40,260円、1年超 77,165円、総額 117,425円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（共同募金拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 共同募金拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 一般募金配分金サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	769,845	560,633	209,212
構築物	1,023,000	5,029	1,017,971
車輛運搬具	1,358,790	1,358,789	1
器具及び備品	9,051,828	865,323	8,186,505
小計	12,203,463	2,789,774	9,413,689
合計	12,203,463	2,789,774	9,413,689

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（在宅サービス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 在宅サービス拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊦)）
 - ア 訪問介護サービス区分
 - イ 障害者居宅介護サービス区分
 - ウ 桑名生活介護サービス区分
 - エ 多度生活介護サービス区分
 - オ 西部通所介護サービス区分
 - カ 北部通所介護サービス区分
 - キ 多度通所介護サービス区分
 - ク 長島通所介護サービス区分
 - ケ 移動支援（外出介護）サービス区分
 - コ 桑名日中一次支援サービス区分
 - サ 多度日中一次支援サービス区分
 - シ 児童発達支援センターサービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊦))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	544,321,193	25,075,611	519,245,582
合計	0	544,321,193	25,075,611	519,245,582

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

建物（基本財産） 519,245,582円

担保している債務の種類及び金額

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 143,000,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	544,321,193	25,075,611	519,245,582
小計	544,321,193	25,075,611	519,245,582
その他の固定資産			
建物	528,000	26,400	501,600
構築物	20,628,237	1,608,475	19,019,762
車輛運搬具	2,307,820	2,162,886	144,934
器具及び備品	30,917,936	14,872,615	16,045,321
小計	54,381,993	18,670,376	35,711,617
合計	598,703,186	43,745,987	554,957,199

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	69,443,407	0	69,443,407
未収金	131,000	0	131,000
合計	69,574,407	0	69,574,407

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金 143,000,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人 福祉医療機構より借入を行った。

(利 率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 12,551,920円、1年超 21,631,959円、総額 34,183,879円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（障害者計画相談拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 障害者計画相談拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 障害者計画相談サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	5,925,280	0	5,925,280
未収金	24,400	0	24,400
合計	5,949,680	0	5,949,680

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
障害者計画相談拠点区分・・・1年未満 315,924円、1年超 422,255円、総額 738,179円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（福祉サービス利用援助拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 福祉サービス利用援助拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））
ア 日常生活自立支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	290,000	15,708	274,292
小計	290,000	15,708	274,292
合計	290,000	15,708	274,292

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	83,150	0	83,150
未収金	7,000	0	7,000
合計	90,150	0	90,150

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 51,942円、1年超 0円、総額 51,942円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（施設管理拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 施設管理拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））
 - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
 - イ 桑名北部老人福祉センター管理運営サービス区分
 - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
 - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
 - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
 - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	682,226	504,984	177,242
器具及び備品	19,278,770	18,434,297	844,473
小計	19,960,996	18,939,281	1,021,715
合計	19,960,996	18,939,281	1,021,715

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	15,448,068	0	15,448,068
未収金	28,800	0	28,800
合計	15,476,868	0	15,476,868

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 1,319,691円、1年超 856,645円、総額 2,176,336円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（養護老人ホーム管理運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 養護老人ホーム管理運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑪))
ア 養護老人ホーム管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	756,484,057	35,143,288	721,340,769
合計	0	756,484,057	35,143,288	721,340,769

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

建物(基本財産) 721,340,769円

担保している債務の種類及び金額

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 200,500,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	756,484,057	35,143,288	721,340,769
小計	756,484,057	35,143,288	721,340,769
その他の固定資産			
構築物	29,329,572	2,339,041	26,990,531
器具及び備品	22,661,143	4,239,052	18,422,091
小計	51,990,715	6,578,093	45,412,622
合計	808,474,772	41,721,381	766,753,391

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,996,130	0	2,996,130
未収金	38,400	0	38,400
合計	3,034,530	0	3,034,530

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金 200,500,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人 福祉医療機構より借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 55,044円、1年超 165,132円、総額 220,176円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（母子生活支援施設運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 母子生活支援施設運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））
 - ア 母子生活支援施設運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	275,957,634	13,023,818	262,933,816
合計	0	275,957,634	13,023,818	262,933,816

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

建物（基本財産） 262,933,816円

担保している債務の種類及び金額

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 73,000,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	275,957,634	13,023,818	262,933,816
小計	275,957,634	13,023,818	262,933,816
その他の固定資産			
構築物	10,530,498	821,109	9,709,389
器具及び備品	3,184,855	510,396	2,674,459
小計	13,715,353	1,331,505	12,383,848
合計	289,672,987	14,355,323	275,317,664

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,972,263	0	2,972,263
未収金	8,800	0	8,800
未収補助金	293,000	0	293,000
合計	3,274,063	0	3,274,063

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金

73,000,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人 福祉医療機構より借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 138,894円、1年超 165,132円、総額 304,026円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（介護予防生活支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 介護予防生活支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））

- ア 介護予防生活支援（給食）サービス区分
- イ 自立ヘルプサービス区分
- ウ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	209,600	0	209,600
未収補助金	1,260,000	0	1,260,000
合計	1,469,600	0	1,469,600

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（保育園運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 保育園運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(Ⅱ)）

ア 山崎乳児保育所サービス区分

イ らいむの丘保育園運営

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	321,765,647	14,895,174	306,870,473
合計	0	321,765,647	14,895,174	306,870,473

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

建物（基本財産） 306,870,473円

担保している債務の種類及び金額

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 83,500,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	321,765,647	14,895,174	306,870,473
小計	321,765,647	14,895,174	306,870,473
その他の固定資産			
建物	264,000	13,200	250,800
構築物	19,662,449	1,675,738	17,986,711
器具及び備品	9,736,097	1,731,686	8,004,411
小計	29,662,546	3,420,624	26,241,922
合計	351,428,193	18,315,798	333,112,395

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,095,509	0	9,095,509
未収金	43,000	0	43,000
未収補助金	6,075,600	0	6,075,600
合計	15,214,109	0	15,214,109

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金

83,500,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人 福祉医療機構より借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 792,156円、1年超 1,480,584円、総額 2,272,740円 (詳細は別紙参照)

計算書類に対する注記（地域包括支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域包括支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））
 - ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
 - イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
 - ウ 総合相談支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	2	0	2
小計	2	0	2
合計	2	0	2

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,901,699	0	6,901,699
未収金	61,800	0	61,800
合計	6,963,499	0	6,963,499

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・平成29年4月1日から認知症施策推進事業を受託し実施した。
- ・平成29年4月1日から介護予防ケアマネジメント事業を受託し実施した。
- ・平成29年6月1日から機能強化型地域包括支援センター事業を受託し実施した。
- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 3,542,352円、1年超 4,487,270円、総額 8,029,622円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（要介護認定調査拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 要介護認定調査拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 要介護認定調サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	4,000	0	4,000
合計	4,000	0	4,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 176,000円、1年超 156,090円、総額 332,090円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（介護員養成研修拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…償却原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・ファイナンス・リース取引に係る資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 介護員養成研修拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))
 - ア 介護員養成研修サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（成年後見拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 成年後見拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 成年後見サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	180,800	9,793	171,007
小計	180,800	9,793	171,007
合計	180,800	9,793	171,007

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	3,000	0	3,000
合計	3,000	0	3,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする
ために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（生活困窮者自立相談支援拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活困窮者自立相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑪))
ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	10,000	0	10,000
合計	10,000	0	10,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 222,216円、1年超 575,018円、総額 797,234円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（生活支援体制整備拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活支援体制整備拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））
 - ア 生活支援体制整備サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	4,000	0	4,000
合計	4,000	0	4,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ケアプランセンター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 障害者相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))

ア 障害者相談支援サービス区分

イ 居宅介護支援サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅲ))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,873,956	0	8,873,956
未収金	30,600	0	30,600
合計	8,904,556	0	8,904,556

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 848,547円、1年超 1,295,298円、総額 2,143,845円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（文化・スポーツ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
 - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品…定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンスリース
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
 - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
 - ②賞与引当金
 - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
 - ・最終仕入原価法による原価法
 - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 文化・スポーツ拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3（⑩））
 - ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分
 - イ スター21管理運営サービス区分
 - ウ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	35,518	0	35,518
未収金	29,000	0	29,000
合計	64,518	0	64,518

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高
1年未満 1,435,536円、1年超 883,410円、総額 2,318,946円（詳細は別紙参照）

計算書類に対する注記（店舗運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

(4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 店舗運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(㊸))

ア 店舗運営サービス区分

(3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	42,407,200	2,211,553	40,195,647
小計	42,407,200	2,211,553	40,195,647
合計	42,407,200	2,211,553	40,195,647

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	313,986	0	313,986
合計	313,986	0	313,986

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする
ために必要な事項
該当なし